

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年3月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月26日から同年4月15日まで縦覧に供する。

令和2年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 高屋古田下所地区	坂出市建設経済部産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三ヶ庄神谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上屋敷地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 横山西地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本鴨地区	〃